

憲法を くらしの 中に

1日
〜
7日

は憲法週間です

昭和22(1947)年5月3日、「国民主権・基本的人権の
尊重・平和主義」を三つの基本原則とする日本国憲法が施行され、
今年で62年を迎えます。

日本国憲法

平和主義
戦争を放棄し、戦力を
保持しない

基本的人権
・すべての国民は、個人として
尊重される
・基本的人権は、侵すことの
できない永久の権利である
・不断の努力によって、これを
保持しなければならない

国民主権
主権が国民に存する
ことを宣言し、この
憲法を確定する

人権は、人としての尊
厳に基づいて、誰もが生
まれながらにして持つて
いる固有の権利です。す
べての人々が、かけがえ
のない存在としての生存
と、自由を確保し、幸福
に生きるために欠かすこ
とのできない権利として
保障されています。
しかし、我が国におけ
る人権問題は、子ども・
女性・高齢者・障害者・
同和問題など、さまざま
な課題があります。
憲法週間を機会に、日
常生活を振り返り、すべ
ての人々が豊かな人間関
係の中で、暮らすことが
できるように、あらため
て人権について考えてみ
ませんか。

憲法を学ぶ市民の集い



と き 8日(金)18時30分~20時
と ころ 中央公民館 中講堂
演 題 グローバル化社会における人権
講 師 広島大学大学院准教授 **中坂恵美子**さん
定 員 150人(当日先着順)

入場無料

講師紹介 名古屋市生まれ。名古屋大学大学院法学研究科博士
後期課程修了。広島大学総合科学部講師、助教授を
経て、2006年社会科学部研究科助教授。2007年現職。
専門は国際法。国際人権法が主たる研究領域。

問い合わせ先 人権推進課(☎0848(67)6044 FAX0848(67)6199)

団体清掃活動を支援

町内会などの団体が、市の管理する道路や河
川の草刈りなどを行うボランティア清掃活動に
対して、支援をしています。

支援を受けたいときは、事前に届け出をしてくだ
さい。

ボランティア保険

清掃活動に対して、市が傷害・賠償保険に
加入します。

燃料費の支給

草刈機の燃料(混合ガソリン)を、1回につき
10リットルを限度に支給します。

申し込み先 土木管理課(☎0848(67)609
2 FAX0848(64)6057)



緑のオーナーを募集

花壇や植樹帯に草花を植えて管
理する「緑のオーナー」を募集して
います。

あなたも草花を育てて、街の緑
化活動をしてみませんか。

と ころ 沼田川下流の左岸(沼田
大橋から河口付近まで)、三原バ
イパス側道(宮浦一丁目と頼兼
一丁目、西野一丁目の町境付近)

申し込み先 土木管理課(☎08
48(67)6092 FAX0848(64)
057)

